

令和 8 年度

長与町農業振興地域整備計画改訂業務委託

設 計 図 書

長与町 産業振興課

別添 数量総括表		長与町農業振興地域整備計画改訂業務委託	
作業項目内訳			
1 年目	・ 計画準備		
	業務計画策定	1.00	式
	資料収集・整理	1.00	式
	・ 基礎調査		
	農用地区域状況図作成	1.00	式
	一筆毎確認調書作成	1.00	式
	基礎資料作成	1.00	式
	・ 打合せ協議（1 年目）	1.00	式
2 年目	・ 計画策定		
	計画の目的と方針	1.00	式
	基礎資料附図作成	1.00	式
	農用地土地利用計画素案作成	1.00	式
	農用地土地利用変更関連資料作成	1.00	式
	農業振興地域整備計画書原案作成	1.00	式
	計画書附図作成	1.00	式
	農用地利用計画図作成	1.00	式
	・ 報告書作成	1.00	式
	・ 県協議支援	1.00	式
	・ 打合せ協議（2 年目）	1.00	式

長与町農業振興地域整備計画改訂業務委託

特記仕様書

長 与 町 産 業 振 興 課

— 目 次 —

第1章 総 則

- 第1条 目的
- 第2条 適用範囲及び関係法令等
- 第3条 履行期間
- 第4条 提出資料等
- 第5条 配置技術者
- 第6条 工程管理報告
- 第7条 品質管理
- 第8条 秘密の遵守
- 第9条 損害賠償
- 第10条 著作権の譲渡等
- 第11条 検査
- 第12条 疑義

第2章 貸与資料及び業務概要

- 第13条 貸与資料
- 第14条 業務概要

第3章 計 画 準 備

- 第15条 業務計画策定
- 第16条 資料収集・整理

第4章 基 礎 調 査

- 第17条 基礎調査資料作成
- 第18条 農家意向確認
- 第19条 農用地区域状況図作成
- 第20条 一筆毎確認調書作成
- 第21条 打合せ協議

第5章 成果品（1年目）

- 第22条 納入成果品

第6章 計 画 策 定

- 第23条 計画の目的と方針

- 第24条 基礎調査資料附図作成
- 第25条 農用地土地利用計画素案作成
- 第26条 農用地土地利用変更関連資料作成
- 第27条 農業振興地域整備計画書原案作成
- 第28条 計画書附図作成
- 第29条 報告書作成
- 第30条 県協議支援
- 第31条 打合せ協議

第7章 成果品（2年目）

- 第32条 納入成果品

長与町農業振興地域整備計画改訂業務委託 特記仕様書

第1章 総 則

第1条（目的）

本業務は、長与町にて総合的に農業振興を図る必要のある農業振興地域に於いて基礎調査を実施し、土地利用状況を踏まえた農業振興地域として土地利用計画を含めた農業振興地域整備計画を改訂する事により、農業の健全な発展を図ると共に、国土資源の合理的な利用に資する事を目的とする。

第2条（適用の範囲及び関係法令等）

本仕様書は、長与町（以下「発注者」という。）が実施する「長与町農業振興地域整備計画改訂業務委託」に適用するものとし、本業務の履行にあたって受託者（以下「受注者」という。）は、本仕様書に基づくほか、下記の関係法令等に準拠して業務を行うものとする。

- （1）農地法（昭和27年法律第229号）
- （2）農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）
- （3）農業振興地域制度に関するガイドライン
（令和7年6月27日 農振第975号）
- （4）農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）
- （5）農用地等の確保等に関する基本方針（令和7年6月27日 農林水産省）
- （6）個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- （7）行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）
- （8）長与町財務規則及びその他関係諸規定
- （9）その他関係法令及び通達等

第3条（履行期間）

本業務の履行期間は下記の通りとする。

自 契約締結日の翌日
至 令和10年3月31日

第4条（提出資料等）

「受注者」は、本業務の実施に当たり、下記の書類を速やかに「発注者」に提出し、その承諾を得るものとする。

- （1）業務計画書
- （2）作業着手届
- （3）管理技術者及び照査技術者届（経歴含む）
- （4）作業工程表
- （5）その他「発注者」が指示する書類

第 5 条（配置技術者）

管理技術者

管理技術者については、高度な専門知識が必要との観点から、次の資格のいずれかを有するものとし、相当の経験及び知識を有した技術者を配置するものとする。

- ① 技術士（農業土木）もしくは（都市及び地方計画）
- ② R C C M（農業土木）もしくは（都市計画及び地方計画）
- ③ 測量士

第 6 条（業務工程の遵守）

「受注者」は、本業務において、令和 9 年度末までに農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項に基づく公告（同法第 12 条に規定する公告）が行えるよう、必要な調査、資料作成及び関係機関との協議等を計画的かつ適切に実施し、発注者と十分に協議の上、業務を遂行すること。

また「受注者」は、作業の進捗状況について、「発注者」の要求があった場合には、直ちに「発注者」に報告しなければならない。

第 7 条（品質管理）

「受注者」は、本業務において適切かつ厳格な品質管理を行うため、関係法令、規則等を正しく遵守するとともに、次に掲げる認証を取得していることとする。

- (1) I S O 9 0 0 1（品質マネジメントシステム）
- (2) I S O 2 7 0 0 1（情報セキュリティマネジメントシステム）
- (3) J I S Q 1 5 0 0 1（個人情報保護マネジメントシステム）

ただし、(2)及び(3)については、いずれか一方の認証を取得していることを要件とする。「受注者」は、事業着手前に、上記の認証を取得していることを証明する生類の写しを「発注者」に提出し、承認を得るものとする。

第 8 条（秘密の遵守）

「受注者」は、「発注者」からの借用物及び本業務の実施中に生じる全ての成果品を、「発注者」の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務に於いて知り得た情報を何人にも漏洩してはならない。

第 9 条（損害賠償）

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について、「受注者」は一切の責任を負い、「発注者」に発生原因及び経過等を速やかに報告し、「発注者」の指示に従うものとする。

第 10 条（著作権の譲渡等）

「受注者」は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る「受注者」の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に無償で譲渡するものとする。

第 11 条（検 査）

本業務完了後は、最終検査を受けるものとし、加除・訂正等の指示を受けた場合、速やかにその指示に従うものとする。また、それに要する経費は、「受注者」が負担するものとする。

第 12 条（疑 義）

本特記仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合、「発注者」・「受注者」協議の上、「受注者」は「発注者」の指示に従い、業務を遂行しなければならない。

第 2 章 貸与資料及び業務概要

第 13 条（貸与資料）

本業務に必要な下記資料は、「発注者」より貸与するものとし、「受注者」は貸与された資料を破損・紛失しない様にし、業務終了後は速やかに返却するものとする。

- （１）農業振興地域整備計画書及び基礎資料（既往計画）
- （２）農地台帳データ
- （３）農振農用地台帳データ
- （４）農用地等区域データ
- （５）法務局要約書データ
- （６）土地課税マスタデータ
- （７）地番図データ
- （８）航空写真（オルソ画像データ）
- （９）基本図データ（レベル 2,500）
- （10）管内図データ（レベル 10,000）
- （11）中山間地域直払対象地番台帳データ
- （12）多面的機能支払対象地番台帳データ
- （13）地域計画対象地番台帳データ
- （14）都市計画基礎調査データ
- （15）その他必要な資料

第 14 条（業務概要）

本業務の業務概要は下記の通りとする。

- （１）対象範囲 長与町全域
農業振興地域面積 1,875ha
農用地面積 853ha
総農家数 409 戸
- （２）業務概要
 - ① 計画準備
 - ② 基礎調査資料素案作成
 - ③ 農家意識調査
 - ④ 農用地区域状況図作成

- ⑤ 一筆毎確認調書作成
- ⑥ 打合せ協議
- ⑦ 計画の目的と方針
- ⑧ 基礎調査資料附図作成
- ⑨ 農用地土地利用計画素案作成
- ⑩ 農用地土地利用変更関連資料作成
- ⑪ 農業振興地域整備計画書原案作成
- ⑫ 計画書附図作成
- ⑬ 県協議支援
- ⑭ 打合せ協議

第3章 計 画 準 備

第15条（業務計画策定）

「受注者」は業務の実施に際して、本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料等を十分に把握するとともに、関係各所との連絡調整、業務の全体工程と作業体制を検討し、「作業実施計画書」を提出し、「発注者」の承認を得るものとする。

- （１） 本業務を円滑に実施するため、作業方針及びスケジュールを調整・検討を行うものとする。
- （２） 本業務にあたっては、「長崎県農業振興地域整備基本方針(令和8年3月改訂)」を基本として業務を行うものとし、長崎県の指導、助言を得るものとする。
- （３） 本業務遂行にあたって、G I S技術を活用し、成果品の品質向上を計るものとする。

第16条（資料収集・整理）

「受注者」は本業務実施にあたり、必要な資料について事前調査を行い、本業務に資する資料を収集・整理するものとし、収集した資料の取扱いに十分注意の上、破損・紛失等のないように万全を期すものとする。また、資料収集・整理項目は下記の通りとする。

- イ．農用地土地利用
- ロ．農用地面積集計資料
- ハ．農業生産
- ニ．農業規模・就業人口
- ホ．農用地保全・利用
- ヘ．農業生産基盤の整備
- ト．兼業状況
- チ．農業近代化施設整備

第4章 基 礎 調 査

第 17 条（基礎調査資料素案作成）

農業振興地域制度に関するガイドライン等に従い、次の項目について、「長与農業振興地域整備計画」の見直しに必要な基礎資料素案を作成するものとする。

- ① 地域の概況
- ② 農業生産の現況及び見通し
- ③ 土地利用の現況及び見通し
- ④ 農業生産基盤の現況及び見通し
- ⑤ 農用地等の保全及び利用の現況及び見通し
- ⑥ 農業近代化施設整備の現況及び見通し
- ⑦ 農業就業者育成・確保の現況及び見通し
- ⑧ 就業機会の現況及び見通し
- ⑨ 農村生活環境の現況及び見通し
- ⑩ 森林の整備その他林業の振興に関連する現況及び見通し
- ⑪ 地域の諸問題の解決を図るための各種の協定、申合せ等の実施状況
- ⑫ 農業及び農村の振興及び整備のための推進体制等

第 18 条（農家意向確認）

農家の意向については、農業委員会が実施する「農地利用状況調査」での結果を整備計画改訂の参考として活用すること。

第 19 条（農用地区域状況図作成）

- （１）農用地土地利用を検討する基本的なデータとして現況の土地利用を把握する為に農用地区域状況図を作成するものとする。
- （２）現況農用地区域の土地を対象に、大字・地番をキーとしてマッチングを行い、地番図上に現況用途（農地、農業用施設用地）と地目等を反映し、データを作成する。その際、突合できない農用地は、リストとして取りまとめ、「発注者」との協議で取り扱いを決定するものとする。
- （３）農用地区域状況図作成のベースになる図面は、「発注者」より貸与された地番図とし、航空写真を背景として作成する。様式、規格等については「発注者」と協議を行うものとする。
- （４）作成された農用地区域状況図をもとに、除外や編入の必要のある農地について農用地の 1 筆を特定するものとする。特定の過程で生ずる不明点については、適宜、「発注者」に確認し、指示に従うものとする。

第 20 条（一筆毎確認調書作成）

一筆毎確認調書は地番図をベース、航空写真を背景図とし、除外・編入候補地を一筆毎に作成する。該当筆を着色し、該当筆の所在、地番、所有者氏名、除外・編入の理由を記載する。

第 21 条（打合せ協議）

打合せ協議は 3 回を想定し、必要に応じ「発注者」・「受託者」協議を行うものとし、打合せ協議にあたっては、打合せ記録簿を作成するものとする。記録簿については「発注者」の承認を得るものとする。また、業務効率化を目的としたオンラインでの打合

せを行うなど、発注者と協議の上で実施するものとし、オンラインでの打合せ協議も協議回数に含めるものとする。

第5章 成果品（1年目）

第22条（納入成果品）

- （1） 本業務の納入成果品は、下記の通りとする。
- | | |
|----------------------------|-------|
| ① 農用地区域状況図 | 1 部 |
| ② 一筆毎確認調書 | 1 部 |
| ③ 基礎調査資料素案 | 1 部 |
| ④ ①～③の電子データ | 1 式 |
| ⑤ その他「発注者」「受託者」協議の上決定した成果品 | 1.0 式 |
- （2） 成果品の納入場所は、長与町産業振興課とする。

第6章 計 画 策 定

第23条（計画の目的と方針）

長与町に於ける本計画の目的と方針の検討を行い、明確にするものとする。

- （1） 計画の目的
- 長与町の農業施策を円滑に推進する為に本計画を策定するものとし、その目的を明確にするものとする。
- （2） 計画の方針
- 「長崎県農業振興地域整備基本方針」を受け、県の基本方針に沿いながら上位関連計画を踏まえ、本計画の方針を明確にするものとする。

第24条（基礎資料附図作成）

基礎資料附図は農林水産省が定める様式に従い、以下の図面の作成を行うものとする。

- ① 農業生産基盤整備開発状況図（附図1号）
- ② 農用地等保全整備状況図（附図2号）
- ③ 農業近代化施設整備状況図（附図3号）
- ④ 生活環境施設整備状況図（附図4号）
- ⑤ 農業就業者育成・確保施設整備状況図（附図5号）

第25条（農用地土地利用計画素案作成）

- （1） 第19条で作成された農用地区域状況図を基に下記の項目に該当する土地を抽出し、農用地土地利用計画素案の基礎となる資料を作成するものとする。
- ① 農業生産基盤整備の受益地

- ② 10.0ha 以上の集団農地
 - ③ 認定農業者や集落営農等による担い手が利用集積している土地
 - ④ 中山間地域直接支払い制度を実施している土地
 - ⑤ 多面的機能支払い制度を実施している土地
 - ⑥ 地域計画の目標地図に記載されている土地
 - ⑦ 野菜指定や果樹園生産団地等を山地に形成している土地
- (2) 作成した基礎調査資料データを基に、「発注者」と協議を行うものとする。

第 26 条 (農用地土地利用変更関連資料作成)

- (1) 「発注者」より貸与された基本図上に、農用地土地利用変更(除外・編入)する土地を表示し、農用地土地利用変更計画にかかる関連図面を作成するものとする。
- (2) 地番図及びオルソ画像データのオーバーレイ処理を行い、農用地土地利用変更(除外・編入)する土地を表示し、変更に関する資料とする。
- (3) 農用地利用計画及び農業振興地域の面積を集計し、調書に取りまとめを行うものとする。

第 27 条 (農業振興地域整備計画書原案作成)

整理・編集されたデータを基に、農林水産省が定める様式に従い下記の項目について計画書原案として取りまとめ、「発注者」と協議を行うものとする。

- (1) 農用地利用計画
 - ① 土地利用区分の方向
 - イ. 土地利用の方向
 - a. 土地利用の構想
 - b. 農用地区域の設定方針
 - ロ. 農業上の土地利用の方向
 - a. 農用地等利用の方針
 - b. 用途区分の構想
 - c. 特別な用途区分の構想
 - ② 農用地利用計画
- (2) 農業生産基盤の整備開発計画
 - ① 農業生産基盤の整備及び開発の方向
 - ② 農業生産基盤整備開発計画
 - ③ 森林の整備その他林業の振興との関連
 - ④ 他事業との関連
- (3) 農用地等の保全計画
 - ① 農用地等の保全の方向
 - ② 農用地等保全整備計画
 - ③ 農用地等の保全のための活動
 - ④ 森林の整備その他林業の振興との関連
- (4) 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画
 - ① 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

- イ. 効率的かつ安定的な農業経営の目標
- ロ. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向
- ② 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の増進を図るための方策
 - イ. 基本方針
 - ロ. 重点的に推進しようとする方策
- ③ 森林の整備その他林業の振興との関連
- (5) 農業近代化施設の整備計画
 - ① 農業近代化施設の整備の方向
 - ② 農業近代化施設整備計画
 - ③ 森林の整備その他林業の振興との関連
- (6) 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画
 - ① 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向
 - ② 農業就業者育成・確保施設整備計画
 - ③ 農業を担うべき者の為の支援の活動
 - ④ 森林の整備その他林業の振興との関連
- (7) 農業従事者の安定的な就業の促進計画
 - ① 農業従事者の安定的な就業の促進の目標
 - ② 農業従事者の安定的な就業の促進を図る為の方策
 - ③ 森林の整備その他林業の振興との関連
- (8) 生活環境施設の整備計画
 - ① 生活環境施設の整備の目標
 - ② 生活環境施設整備計画
 - ③ 森林の整備その他林業の振興との関連
 - ④ その他の施設整備に係る事業との関連

第 28 条 (計画書附図作成)

計画書附図は農林水産省が定める様式に従い、下記の附図の作成を行うものとする。

- ① 土地利用計画図 (附図 1 号)
- ② 農業生産基盤整備開発計画図 (附図 2 号)
- ③ 農用地等保全整備計画図 (附図 3 号)
- ④ 農業近代化施設整備計画図 (附図 4 号)
- ⑤ 農業就業者育成・確保施設整備計画図 (附図 5 号)
- ⑥ 生活環境施設整備計画図 (附図 6 号)

第 29 条 (報告書作成)

これまでの調査、検討結果を整理し、「長与農業振興地域整備計画案」としてとりまとめるものとする。また、本業務の概要及び調査・図書資料等を整理し、業務報告書を作成するものとする。

第 30 条 (県協議支援)

農業振興地域整備計画書改訂にあたり、県協議 (2 回想定) のサポートをすると共に、資料作成を支援するものとする。

第 31 条（打合せ協議）

打合せ協議は3回を想定し、必要に応じ「発注者」・「受注者」協議を行うものとし、打合せ協議にあたっては、打合せ記録簿を作成するものとする。記録簿については「発注者」の承認を得るものとする。また、業務効率化を目的としたオンラインでの打合せを行うなど、発注者と協議の上で実施するものとし、オンラインでの打合せ協議も協議回数に含めるものとする。

第7章 成 果 品（2年目）

第 32 条（納入成果品）

（1） 本業務の納入成果品は、下記の通りとする。

① 農業振興地域整備計画書（基礎調査資料含む）	10 部
② 計画書附図	1 式
③ 業務報告書	1 部
④ 県協議資料	1 式
⑤ 基礎調査資料附図	1 式
⑥ 基礎調査資料データ	1 式
⑦ ①～⑤の電子データ	1 式
⑧ その他「発注者」「受注者」協議の上決定した成果品	1 式

（2） 成果品の納入場所は、長与町産業振興課とする。